

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

受理した日から1か月程度が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。**(要返送)**

確認書の返送期限：

令和4年5月2日（月）※消印有効

※R3.1.2以降に千葉市に転入された方等は申請が必要となりますので下記コールセンターまでお問い合わせください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月1日（火）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

※申請書の入手方法については、下記コールセンターまでお問い合わせください。

詳しくは裏面「II」へ

お問い合わせ

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

 **0120-201-745**

受付時間 8:30～17:30（平日のみ）

耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

E-mail: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX: 043-245-5541

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から千葉市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、千葉市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- お送りした確認書の内容をご確認及び、申告欄にチェックいただき、同封の返信用封筒により**ご返送ください**。

※一部添付書類が必要な場合があります

世帯の中に、令和3年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
申請期限：令和4年9月30日（金）※消印有効
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに市からお渡しする返信用封筒によりご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額については、HPをご確認いただくか、おもて面のコールセンターにお問い合わせください。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに市からお渡しする返信用封筒によりご提出ください。



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請書は、おもて面のコールセンターにご連絡いただければご自宅に郵送いたします。また、以下に設置する相談窓口でも配布いたします。

※市ホームページからもダウンロードいただけますが、その場合、郵送料はご自身でご負担をお願いします。

相談窓口

・中央保健福祉センター（きぼーる）13F ・花見川保健福祉センター3F

・稲毛保健福祉センター1F ・若葉区役所 1F ・緑保健福祉センター2F ・美浜保健福祉センター 4F



給付は1世帯1回限りです。

また、上記 I ・ II の重複受給はできません。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。